

廃棄物処理施設設置許可申請書

作成の手引き

岩手県環境生活部資源循環推進課

令和7年4月

目 次

廃棄物処理施設設置許可申請について

1	はじめに	p 1
2	設置許可申請が必要となる施設	p 1
3	廃棄物処理施設設置許可の流れ	p 2
4	手続きの概要	p 3
5	申請に当たっての留意事項	p 4
6	その他の手続き	p 4
別添 1	生活環境影響調査書の作成	p 5
別添 2	添付書類一覧	p 7
別添 3	申請書類の記載方法	p 10
別添 4	添付書類等の調製方法	p 16
別添 5	受付窓口（連絡先）一覧	p 18

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同施行規則は総務省のホームページ
<https://elaws.e-gov.go.jp/> の「法令データ提供システム」から参照できます。

○廃棄物処理施設設置許可申請書の様式は、岩手県の公式ホームページ
<https://www.pref.iwate.jp/> の「様式ダウンロード」からダウンロードできます。
「様式ダウンロード」

- ・一般廃棄物処理施設設置許可申請書
→ 50 音検索「い」→「一般廃棄物処理施設を設置したい」
- ・産業廃棄物処理施設設置許可申請書
→ 50 音検索「さ」→「産業廃棄物処理施設を設置したい」

廃棄物処理施設設置許可申請について

1 はじめに

この手引き書は、「循環型地域社会の形成に関する条例」（以下「循環条例」という。）第24条に基づく事前協議が終了し、協議が整った旨の通知を受けた方を対象に作成したものです。（p3：4(1)参照）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設（p1：「2 設置許可申請が必要となる施設」を参照）を設置しようとする場合は、あらかじめ県知事の許可（設置許可）を受けなければなりません。（廃棄物処理業の許可（収集運搬業、処分業の許可）とは異なるので注意してください。）

2 設置許可申請が必要となる施設

次に掲げる施設を設置しようとする場合は、設置許可申請が必要となります。

なお、許可を受けて設置した施設を撤去し、設置許可と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、改めて設置許可を受ける必要はありませんが、使用前検査を受ける必要があります。

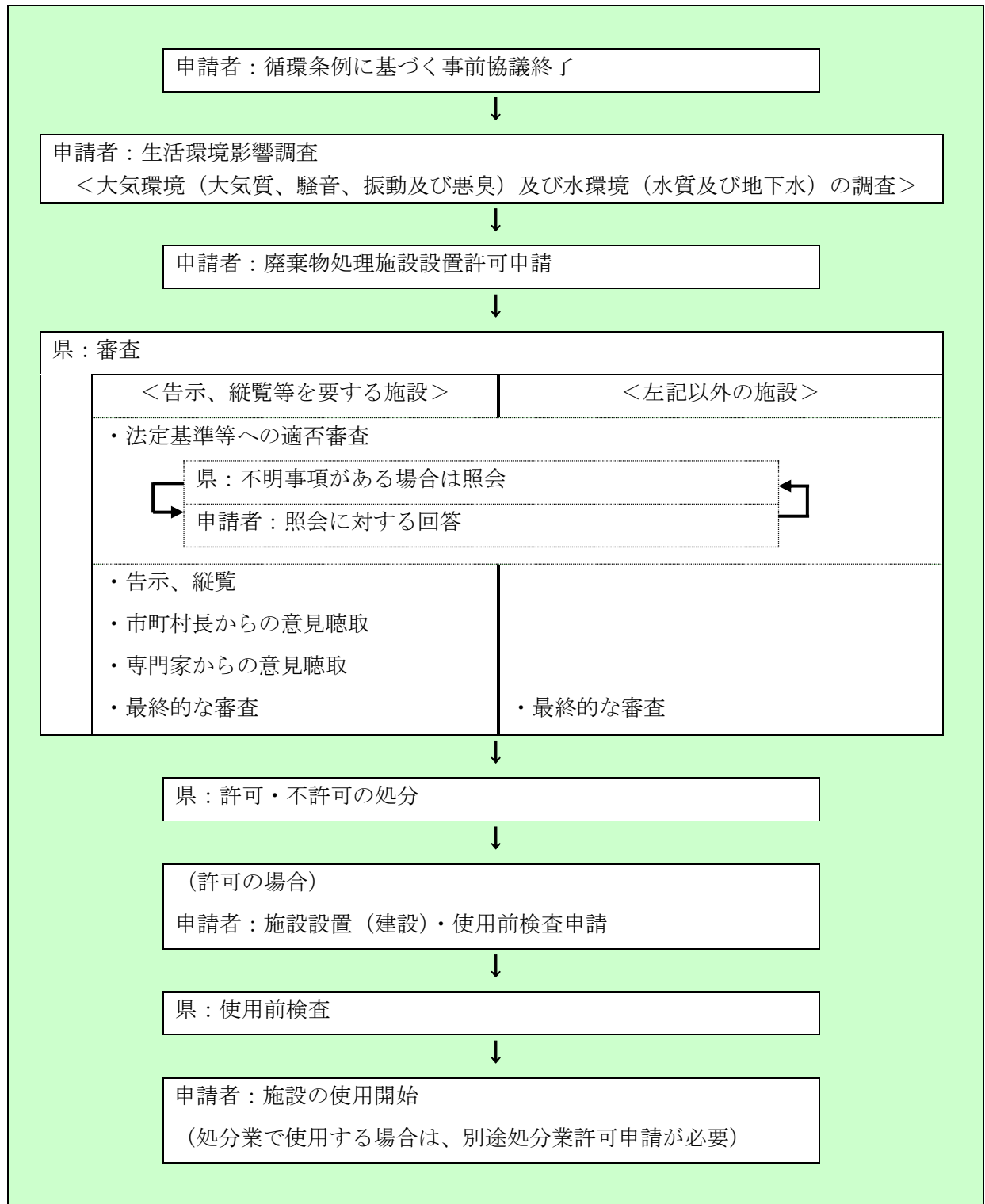
また、更新した施設に係る基準の適用は、これまで設置していた施設に適用されていた経過措置によらず、その時点で効力を有する基準とその経過措置により、改めて判断するものとします。

おって、施設の一部を同一のものに交換する場合は変更に係る手続きを要しません。

	施設の種類	処理能力等	告示、縦覧等を要する施設
一般 廃棄物 処理 施設	ごみ処理施設	5トン/日以上（焼却施設は200kg/時以上又は火格子2m ² 以上）	○ (焼却施設のみ)
	し尿処理施設	能力等の限定なし	
	最終処分場	能力等の限定なし	○
産業 廃棄物 処理 施設	汚泥の脱水施設	10m ³ /日超	
	汚泥の乾燥施設	10m ³ /日超（天日乾燥は100m ³ /日超）	
	廃油の油水分離施設	10m ³ /日超	
	廃酸、廃アルカリの中和施設	50m ³ /日超	
	廃プラスチック類の破碎施設	5トン/日超	
	木くず又ははがれき類の破碎施設	5トン/日超	
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	能力等の限定なし	
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	能力等の限定なし	
	廃水銀等の硫化施設	能力等の限定なし	○
	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	能力等の限定なし	○
	シアン化合物の分解施設	能力等の限定なし	
	PCB 処理施設	能力等の限定なし	○
	汚泥の焼却施設	5m ³ /日超又は200kg/時以上又は火格子2m ² 以上	○
	廃油の焼却施設	1m ³ /日超又は200kg/時以上又は火格子2m ² 以上	○
	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超又は火格子2m ² 以上	○
	産業廃棄物の焼却施設	200kg/時以上又は火格子2m ² 以上	○
	最終処分場	能力等の限定なし	○

3 廃棄物処理施設設置許可の流れ

廃棄物処理施設の設置許可の流れは次のとおりです。



4 手続きの概要

(1) 事前協議の終了通知

岩手県では、循環条例を制定し、廃棄物処理法に基づく手続きの前に、事業計画や施設の構造等について審査を行う事前協議制度を導入しており、廃棄物処理施設を設置する場合には、事前協議を終了（協議が調った旨の通知を受けていること）している必要があります。

終了した事前協議の内容と、設置許可申請の内容が違ってはいないよう、十分な確認が必要です。なお、終了した事前協議の内容を変更して設置許可申請をしようとする場合は、改めて循環条例に基づく事前協議が必要となります。

(2) 生活環境影響調査

廃棄物処理施設設置許可申請に先立ち、「生活環境影響調査」（別添1（p5））を実施し、その結果書を添付する必要があります。生活環境影響調査は、施設が周辺地域の生活環境にどのような影響を及ぼすかという点について、周辺地域の生活環境の現況を把握し、施設の設置による影響を予測し、その結果を分析することにより、その地域の生活環境の状況に応じた適切な生活環境保全対策等を検討するために実施するものであり、施設の計画作成のためには、極めて重要な作業となります。

なお、事前協議において実施する「周辺生活環境調査」とは異なりますので注意が必要です。

(3) 設置許可申請書の提出

廃棄物処理施設設置許可申請書は、所定の様式に必要事項を記載し、規則で定める書類を添付して受付窓口（施設設置事業場を所管する広域振興局の保健福祉環境部（保健福祉環境センターを含む。））に正副2部提出してください。（移動式の施設のみを設置しようとする場合であって、県外及び盛岡市に駐機場所がある場合は、申請書は岩手県庁環境生活部資源循環推進課に1部提出してください。）

なお、申請手数料は次に掲げるとおりです。（正本のみに貼付）

平成15年最終改正

名 称		金 額
産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設に係るもの ……告示、縦覧等を要する焼却施設、最終処分場等	140,000 円
	(2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの ……(1)に係るもの以外	120,000 円
産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	(1) 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設に係るもの ……告示、縦覧等を要する焼却施設、最終処分場等	130,000 円
	(2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの ……(1)に係るもの以外	110,000 円
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 法第8条第4項の一般廃棄物処理施設に係るもの ……告示、縦覧等を要する焼却施設、最終処分場	130,000 円
	(2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの ……(1)に係るもの以外	110,000 円
一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	(1) 法第8条第4項の一般廃棄物処理施設に係るもの ……告示、縦覧等を要する焼却施設、最終処分場	120,000 円
	(2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの ……(1)に係るもの以外	100,000 円
産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料		68,000 円
産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料		68,000 円

(4) 設置許可申請書の審査

廃棄物処理施設設置許可申請が提出されると、法令で定める構造基準、申請者の能力（知識・技能・経理的基礎）、欠格要件等について審査を行うこととなり、申請内容に不明な事項がある場合は、申請者に照会することとなります。

なお、標準処理日数は、告示、縦覧等を要する施設は130日、それ以外の施設は80日となっています。ただし、申請書の不備その他の理由による申請書の返戻及び内容照会に要した日数並びに休日は標準処理日数に含まれませんので留意してください。

(5) 告示・縦覧、市町村長からの意見聴取及び専門家からの意見聴取

法施行令第5条の2、第7条第3号、第5号、第8号、第10号の2及び第11号の2から第14号に掲げる施設（焼却施設、最終処分場等）にあつては、廃棄物処理法の規定に基づき、①告示後、一ヶ月間の縦覧、②市町村長からの意見聴取、③専門家からの意見聴取が必要となるため、その分許可までに時間を要することとなります。

(6) 設置許可を受けた後の手続き

- ①すべての審査が終了し、許可の基準に適合していると認められた場合は許可され、施設の整備（建設）が可能となります。
- ②施設が完成した後、使用前検査申請書を提出いただき、検査終了後、施設が使用可能となります。
- ③廃棄物処理業を行おうとする場合は、別途、処分業の許可を取得する必要があります。

5 申請に当たっての留意事項

廃棄物処理施設設置許可申請は、廃棄物処理施設毎に行う必要があります。（汚泥の脱水施設と木くずの破碎施設を設置しようとする場合は、2件の許可申請が必要となります。）ただし、1施設が2種類の産業廃棄物処理施設に該当する場合は、1件の許可申請で可となります。（1台の破碎施設が、「廃プラスチック類」と「木くず」両方を処理する施設である場合は、廃棄物処理施設とすれば2種類（廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設）となりますが、申請は1件となります。）

6 その他の手続き

- (1) 廃棄物処理施設に係る許可等は、設置許可申請以外に次に掲げるものがありますが、本手引きでは省略しておりますので、記載方法などの詳細は、施設設置事業場を所管する広域振興局の保健福祉環境部（保健福祉環境センターを含む。）にご相談願います。

廃棄物処理施設変更許可申請	} 添付書類は別添2（p7）のとおり
施設の譲受け又は借受け許可申請	
合併又は分割の認可申請	

- (2) 廃棄物処理施設に係る届出は、次に掲げるものがありますので、記載方法などの詳細は、施設設置事業場を所管する広域振興局の保健福祉環境部（保健福祉環境センターを含む。）にご相談願います。

廃棄物処理施設軽微変更届出
相続の届出
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出

※ 廃止に係る廃棄物処理施設軽微変更届出には、許可証を添付してください。

別添 1 生活環境影響調査書の作成

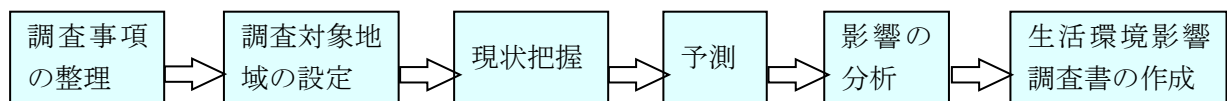
生活環境影響調査の目的

生活環境影響調査は、許可を要するすべての廃棄物処理施設について、実施が義務付けられるもので、施設の設置者は、計画段階でその施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくための手段となるものです。

申請者は、生活環境影響調査の結果により、施設の設置に関する計画、維持管理に関する計画を検討、作成し、申請書に記載するとともに、生活環境影響調査書についても申請書とともに提出することとなります。

生活環境影響調査の基本的な流れ

生活環境影響調査を実施し、生活環境影響調査書を作成するまでの基本的な流れは、次に示すとおりです。



生活環境影響調査書の作成

生活環境影響調査書の作成に当たっては、環境省が策定した「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき実施し、生活環境影響調査書を調製してください。

なお、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」は、下記より入手できます。

廃棄物処理施設生活環境影響調査指針

アドレス：http://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/index.html

<環境省HP ⇒ 廃棄物・リサイクル対策 ⇒ 行政資料：その他関連情報 ⇒ ガイドライン
⇒ 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針>

生活環境影響調査書の標準的目次構成

生活環境影響調査書の標準的な目次構成は次のとおりとしてください。（指針に記載のとおり）

第1章 施設の設置に関する計画等

- 1-1 施設の設置者の氏名及び住所
- 1-2 施設の設置場所
- 1-3 設置する施設の種類
- 1-4 施設において処理する廃棄物の種類
- 1-5 施設の処理能力
- 1-6 施設の処理方法
- 1-7 施設の構造及び設備
- 1-8 公害防止対策

第2章 生活環境影響調査項目の選定

- 2-1 選定した項目及びその理由
- 2-2 選定しなかった項目及びその理由

第3章 生活環境影響調査の結果

3-1 大気質

(1) 調査対象地域

(2) 現況把握

ア 現況把握項目

イ 現況把握方法

a 調査地点

b 調査時期

c 調査方法

ウ 現況把握の結果

(3) 予測

ア 予測対象時期

イ 予測項目

ウ 予測方法

a 予測地点・範囲

b 予測手法

c 予測条件

エ 予測結果

(4) 影響の分析

ア 影響の分析方法

イ 影響の分析結果

3-2 騒音（結果の記載の仕方は「3-1 大気質」に倣う。以下「3-6 地下水」まで同じ。）

3-3 振動

3-4 悪臭

3-5 水質

3-6 地下水

第4章 総合的な評価

4-1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理

4-2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

(1) 大気質 (2) 騒音 (3) 振動 (4) 悪臭 (5) 水質 (6) 地下水

4-3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

(1) 大気質 (2) 騒音 (3) 振動 (4) 悪臭 (5) 水質 (6) 地下水

※現況把握項目の例

- 大気質：気象（風向、風速、大気安定度）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- 騒音：土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- 振動：土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源
- 悪臭：気象、土地利用、人家等及び主要な発生源
- 水質：水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源
- 地下水：地形・地質状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位及び流動状況等）及び地下水利用状況

別添 2 添付書類等一覧

共通留意事項

- ※【産廃】は産業廃棄物処理施設の申請に係るもの、【一廃】は一般廃棄物処理施設の申請に係るものを示します。
- ※他自治体で必要とされる書類とは相違する場合があります。
- ※行政書士が手続を代行する場合、委任状を添付し、申請書第1面に行政書士の記名と職印の押印をお願いします。
- ※申請書様式の記載方法は別添3、添付書類の調製方法は別添4をご覧ください。

1 廃棄物処理施設設置（変更）許可申請

(1) 申請書様式

No	設置	変更	書 類 の 名 称
1	○	—	【産廃】産業廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第十八号 第1～4面） 【一廃】一般廃棄物処理施設設置許可申請書（県様式第1号 第1～4面）
2	—	○	【産廃】産業廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第二十二号 第1～3面） 【一廃】一般廃棄物処理施設変更許可申請書（県様式第2号 第1～4面）

(2) 添付書類（申請内容に係るもの）

No	設置	変更	書 類 の 名 称
3	○	△	当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書（平面図、立面図、断面図、構造図、処理能力計算書等）
4	○	○	最終処分場の場合には、周囲の地形、地質、地下水の状況を明らかにする書類及び図面
5	○	△	最終処分場以外の場合には、処理工程図
6	○	—	当該廃棄物処理施設付近の見取図
7	○	○	当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
8	○	○	当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（変更の場合は、変更後の廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類）
9	—	△	変更後の廃棄物処理施設の維持管理に関する計画を記載した書類
19	○	○	生活環境影響調査書

※△は変更がある場合に添付が必要な書類を示します。

(3) 添付書類（申請者に係るもの）

No	法人	個人	書 類 の 名 称
10	□	—	直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
11	—	○	資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
12	□	—	定款又は寄附行為の写し（原本証明されたもの）及び登記事項証明書（法人登記簿謄本）
13	—	○	住民票の写し及び登記されていないことの証明書
14	○	○	【産廃】法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることの誓約書 【一廃】法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることの誓約書
15	—	○	申請者が未成年者である場合、その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書）
16	○	—	役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
17	○	—	発行株式（出資額）の5/100以上の株式（出資）を有する者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
18	○	○	使用人がある場合、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

※□は直前の事業年度に係る有価証券報告書を提出した場合は省略可能な書類を示します。

※納税証明書について、税務署（国税局）から発行された電子納税証明書を提出する場合は、取得した電子データ（PDF形式）を印刷したものを添付してください。

※住民票は、市町村発行の証明書原本（本籍地の記載がありマイナンバーの記載がないもの）を提出してください。

※登記されていないことの証明書は、法務局発行の証明書原本（成年被後見人・被保佐人に該当しないことを示すもの）としてください。なお、提出することが難しい場合は、当該業務を適切に行うことができることを証する書類を提出していただく必要があるため、事前にご相談ください。

※No. 13～18に掲げる添付書類は、先行許可証の原本を職員に提示することにより省略が可能です。ただし、本籍地の確認のため、本籍地が記載された住民票の写しの原本（前回提出時から変更が無い場合はコピーで可。）を各人分添付してください。また、本籍地市町村に照会する必要上、本籍地及び住所は正確に記載してください。

※先行許可証：申請時より5年以内に、許可証の提示による身分関係書類提出の省略をせずに発行された許可証であって、次のもの。【産廃】（特別管理）産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可証又は産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証。【一廃】一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証。

2 廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請

(1) 申請書様式

No	共通	書 類 の 名 称
1	○	【産廃】産業廃棄物処理施設譲受け借受け許可申請書（様式第二十六号 第1～3面） 【一廃】一般廃棄物処理施設譲受け借受け許可申請書（県様式第11号 第1～3面）

(2) 添付書類（申請内容に係るもの）

No	共通	書 類 の 名 称
2	○	当該廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
3	○	当該廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(3) 添付書類（申請者に係るもの）

No	法人	個人	書 類 の 名 称
4	□	—	直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
5	—	○	資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
6	□	—	定款又は寄附行為の写し（原本証明されたもの）及び登記事項証明書（法人登記簿謄本）
7	—	○	住民票の写し及び登記されていないことの証明書
8	○	○	【産廃】法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることの誓約書 【一廃】法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることの誓約書
9	—	○	申請者が未成年者である場合、その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書）
10	○	—	役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
11	○	—	発行株式（出資額）の5/100以上の株式（出資）を有する者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
12	○	○	使用人がある場合、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

※□は直前の事業年度に係る有価証券報告書を提出した場合は省略可能な書類を示します。

※納税証明書について、税務署(国税局)から発行された電子納税証明書を提出する場合は、取得した電子データ(PDF形式)を印刷したものを添付してください。

※住民票は、市町村発行の証明書原本（本籍地の記載がありマイナンバーの記載がないもの）を提出してください。

※登記されていないことの証明書は、法務局発行の証明書原本（成年被後見人・被保佐人に該当しないことを示すもの）としてください。なお、提出することが難しい場合は、当該業務を適切に行うことができることを証する書類を提出していただく必要があるため、事前にご相談ください。

※No. 7～12に掲げる添付書類は、廃棄物処理施設設置（変更）許可申請と同様に、先行許可証の提示により一部の添付書類を省略することが可能です。

3 廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割認可申請

(1) 申請書様式

No	共通	書類の名称
1	○	【産廃】合併・分割認可申請書（様式第二十七号 第1～4面） 【一廃】合併（分割）認可申請書（県様式第18号 第1～4面）

(2) 添付書類（契約内容に係るもの）

No	共通	書類の名称
2	○	合併契約書又は分割契約書の写し

(3) 添付書類（合併の当事者（双方）又は吸収分割により当該廃棄物処理施設を承継する法人に係るもの）

※当該法人が廃棄物処理施設設置許可（【産廃】法第15条第1項、【一廃】法第8条第1項）を受けた者であるかの別により添付書類が異なります。

No	許可あり	許可なし	書類の名称
3	○	—	次の書類を職員に提示すること。 【産廃】法第15条第1項の許可に係る許可証の原本 【一廃】法第8条第1項の許可に係る許可証の原本
4	—	□	直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
5	—	□	定款の写し（原本証明されたもの）及び登記事項証明書（法人登記簿謄本）
6	—	○	【産廃】法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることの誓約書 【一廃】法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることの誓約書
7	—	○	役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
8	—	○	発行株式（出資額）の5/100以上の株式（出資）を有する者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
9	—	○	使用人がある場合、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
10	—	○	現に行っている事業の概要を説明する書類

※□は直前の事業年度に係る有価証券報告書を提出した場合は省略可能な書類を示します。

※納税証明書について、税務署（国税局）から発行された電子納税証明書を提出する場合は、取得した電子データ（PDF形式）を印刷したものを添付してください。

※住民票は、市町村発行の証明書原本（本籍地の記載がありマイナンバーの記載がないもの）を提出してください。

※登記されていないことの証明書は、法務局発行の証明書原本（成年被後見人・被保佐人に該当しないことを示すもの）としてください。なお、提出することが難しい場合は、当該業務を適切に行うことができることを証する書類を提出していただく必要があるため、事前にご相談ください。

※No. 6～9に掲げる添付書類は、廃棄物処理施設設置（変更）許可申請と同様に、先行許可証の提示により一部の添付書類を省略することが可能です。

(4) 添付書類（合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人又は分割により当該廃棄物処理施設を承継する法人に係るもの）

No	共通	書類の名称
11	○	当該廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
12	○	当該廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
13	○	【産廃】— 【一廃】法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることの誓約書
14	○	役員となる者の住民票の写し
15	○	発行株式（出資額）の5/100以上の株式（出資）を有する者となる者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
16	○	使用人となる者がある場合、その者の住民票の写し

※住民票は、市町村発行の証明書原本（本籍地の記載がありマイナンバーの記載がないもの）を提出してください。

※No. 13～16に掲げる添付書類は、廃棄物処理施設設置（変更）許可申請と同様に、先行許可証の提示により一部の添付書類を省略することが可能です。

産業廃棄物処理施設設置許可申請書		
都道府県知事 殿 (市長又は区長)		① 月 日
申請者		
住 所		②
氏 名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		③
産業廃棄物処理施設の種類		④
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		⑤
着工予定年月日		⑥
使用開始予定年月日		
※許可の年月日		
※許可番号		
産業廃棄物処理施設の処理能力		m3/日 () 時間 t/日 () 時間 m3/時間 t/時間 面積 m2 埋立容量 m3
△産業廃棄物 処理施設の位 置、構造等の 設置に関する 計画に係る事 項	産業廃棄物処理施設の位置	
	産業廃棄物処理施設の処理方法	
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴 い生ずる 排ガス及 び排水	量
	処理方法(排出の方法(排 出口の位置、排出先等を含 む。))を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄		

① 申請年月日は必ず記入してください。

② 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)・氏名(法人にあっては法人名称及び代表者の氏名)・電話番号を漏れなく記載してください。

③ 施設設置事業場用地の地割地番を、土地登記簿謄本のとおり漏れなく記載してください。

【留意事項】

住所(住居表示番号)ではありません。

移動式の施設の場合は、「盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場所:……)」と記載してください。

④ 産業廃棄物処理施設の種類のについては、廃棄物処理法施行令第7条のとおり記載してください。

【記載例】

- ・汚泥の脱水施設
- ・木くずの破碎施設
- ・がれき類の破碎施設
- ・産業廃棄物の焼却施設
- ・産業廃棄物の最終処分場(安定型) など

⑤ 廃棄物の種類のについては、以下から該当するものを選んで記載してください。

【廃棄物の種類】

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、廃棄物を処分するために処理したもの

【留意事項】

- 処理品目に限定がある場合は、括弧内に限定した品目を記載してください。
 <例> ・汚泥(無機性汚泥に限る。)
 ・がれき類(コンクリート廃材及びアスファルト廃材に限る。)
- 事前協議結果通知書に記載されたとおり、正確に記載してください。
- 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載してください。

⑥ 申請書を提出する時点における着工予定年月日及び使用開始予定年月日について記載してください。

産業廃棄物処理施設設置許可申請書			
		年 月 日	
都道府県知事 殿 (市長又は区長)		申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)			
着工予定年月日			
使用開始予定年月日			
※許可の年月日			
※許可番号			
産業廃棄物処理施設の処理能力		m3/日 () 時間 t/日 () 時間 m3/日 ⑦ t/時間 面積 m2 埋立容量 m3	
△産業廃棄物 処理施設の位 置、構造等の 設置に関する 計画に係る事 項	産業廃棄物処理施設の位置		⑧
	産業廃棄物処理施設の処理方法		⑨
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備		⑩
	処理に伴 い生ずる 排ガス及 び排水	量	
	処理方法(排出の方法(排 出口の位置、排出先等を含 む。)を含む。)		
	設計計算上達成することができる排ガス の性状、放流水の水質その他の生活環境 への負荷に関する数値		
	その他産業廃棄物処理施設の構造等に関 する事項		
※事務処理欄			

⑦ 設置予定施設の種類により、下記に留意して具体的に記載してください。なお、添付の処理能力計算書に記載された数値と相違がないよう確認してください。(事前協議結果通知書に記載されたとおり、正確に記載してください。)

【留意事項】

ア 中間処理施設：1日当たりの処理能力及び1時間当たりの処理能力、稼働時間

※ 1日当たりの処理能力は、施設の稼働時間が8時間未満の場合は8時間稼働として計算してください。また、8時間以上稼働する場合は、1時間当たりの処理能力に稼働時間を乗じて算出してください

イ 最終処分場：埋立面積及び埋立容量

⑧ 施設設置予定事業場内での施設の配置を示した図面（事業場平面図等）を添付すること等により説明してください。

⑨ 施設の種類に応じた具体的な処理の方式を記載してください。

【記載例】

- ・脱水施設 → フィルタープレス、ロールプレス など
- ・破碎施設 → 横型二軸破碎、ジョークラッシャ など
- ・焼却施設 → バッチ式、ロータリーキルン、直接溶融、ストーカ など
- ・最終処分場 → セル方式、サンドイッチ方式 など

⑩ 施設の構造及び設備については、使用する主要な施設の構造や設備の概要を記載してください。

【記載例】

破碎施設
破碎施設：カッタードラム式グラインダー ○○産業(株)製 ABC-1000 型
受入施設：△△社(株)製 計量機 DEF-500
保管施設：処分前 コンクリート製L型擁壁ピット (30m²)
処分後 コンクリート製L型擁壁ピット (30m²)

最終処分場
押え土堰堤、浸透水集水暗渠、沈砂調整池、雨水排水側溝、展開検査設備、浸透水採取設備、地下水検査井 など

様式第十八号（第十一条関係）

(第1面)

産業廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

(市長又は区長)

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着工予定年月日		
使用開始予定年月日		
※許可の年月日		
※許可番号		
産業廃棄物処理施設の処理能力	m3/日 () 時間 t/日 () 時間 m3/時間 t/時間 面積 m2 埋立容量 m3	
△産業廃棄物 処理施設の位 置、構造等の 設置に関する 計画に係る事 項	産業廃棄物処理施設の位置	
	産業廃棄物処理施設の処理方法	
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴 い生ずる 排ガス及 び排水	量
	処理方法(排出の方法(排 出口の位置、排出先等を含 む。))を含む。)	⑪
	設計計算上達成することができる排ガス の性状、放流水の水質その他の生活環境 への負荷に関する数値	⑫
	その他産業廃棄物処理施設の構造等に関 する事項	⑬
※事務処理欄		

（日本産業規格 A列4番）

チェック欄

⑪ 施設から発生する排ガス及び放流される排水のそれぞれの量及び処理方法を記載してください。また、煙突の数、煙突の高さ、排水の排出先なども併せて記載してください。

【処理方法の例】

・排ガス：冷却装置で200度以下に冷却した後、活性炭・消石灰を吹き込みバグフィルターでばいじんを捕集する。煙突高さは59mとする。

・排 水：凝集沈殿処理（又は油水分離処理、又は沈殿分離槽）により処理する。処理後の排水は県道〇〇線の道路側溝を経て〇〇川に放流する。

⑫ 排ガスにあっては、上記の処理により設計計算上達成できる排ガス中のダイオキシン類濃度、ばいじん濃度などをダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法に基づく規制対象物質ごとに記載し、排水にあっては、上記の処理により設計計算上達成できる放流水の水質を記載してください。

また、破碎施設にあっては、設計計算上達成できる、騒音及び振動に係る値を記載してください。

【記載例】

破碎施設

騒音及び振動について、敷地境界において次に掲げる数値。

固定式

騒音	65.5 dB
振動	55.5 dB

移動式

騒音	80.5 dB
振動	70.5 dB

処理に伴い排ガスは発生しない。また、放流水は雨水のみ。

⑬ 廃棄物処理施設の構造等に関して特記事項がある場合に記載してください。

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項			排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	①	
			排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	②	
			その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	③	
△災害防止のための計画 (産業廃棄物の最終処分場である場合)				④	
焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分	⑤	
		処分方法			
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分		
		処分方法			
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)				⑥	
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項				⑦	

① 施設の周辺の生活環境の保全を考慮したうえで自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載してください。また、破碎施設にあっては粉じん及び敷地境界における騒音、振動など、当該処理施設において取扱う廃棄物の性状及び処理施設の種類に応じ必要な項目について記載してください。

【留意事項】

法令等の基準値がある場合は、基準値を超過した値に設定することはできません。

② 自ら実施することとした排ガスの濃度等（放流水の水質、騒音、振動、粉じん、悪臭など）の測定頻度、測定箇所数等を記載してください。

【留意事項】

法令等で測定頻度が規定されている場合は、規定された測定頻度を下回って設定することはできません。

③ 上記以外の維持管理に関する事項（施設の点検等に関する事項、廃棄物の保管施設における飛散流出防止措置など）を記載してください。

④ 防災調整池における洪水調整の計画、土砂流出の防止計画等について記載してください。

【記載例】

土砂流出：土砂流出防止のため、石積の擁壁を設け、定期的に点検する。

地すべり：地表水の浸透防止工、地すべり防止工を設ける。

地盤沈下：杭基礎工、ケーソン基礎工などの沈下防止工を行う。

⑤ 処理に伴い生じる焼却灰、汚泥その他の廃棄物の処分方法を具体的に記載してください。中間処理後の廃棄物のリサイクルを目的とした施設（破碎施設など）の場合は、売却できない規格外製品の処分方法の計画を記載してください。

【記載例】

木くず：パーティクルボードの原料の規格外製品については、(株)〇〇の焼却施設において焼却処理を委託する。

がれき類：再生路盤材の規格に該当しない場合は、(株)〇〇の安定型最終処分場に埋立処分を委託する。

⑥ 処分場内における埋立の順序、埋立法面の形状、埋立の高さ、埋立終了予定年月日及び埋立終了後に行う維持管理の内容などを記載してください。

⑦ 施設への搬入及び処理残渣等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載してください。

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
		①	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住 所		
		②	
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
		③	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住 所		
役員 (法定代理人が法人である場合)			
		④	
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名 ・ 呼 称	本 籍 所	
		⑤	

チェック欄

① 申請者が個人である場合に記載する欄であり、添付されている住民票等の記載と相違がないように記載してください。

② 申請者が法人である場合に記載する欄であり、添付されている法人登記簿謄本の記載と相違がないように記載してください。

③ 法定代理人による申請の場合に記載する欄であり、法定代理人が個人の場合は添付されている住民票等、法人の場合は法人登記簿謄本の記載と相違がないように記載してください。

④ 法人の法定代理人による申請の場合に記載する欄であり、添付されている住民票等の記載と相違がないように記載してください。

⑤ 申請者が法人である場合に記載する欄であり、添付されている法人登記簿謄本の記載及び添付されている住民票等の記載と相違がないように記載してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
		①		

令第6条の10に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所
		②	

備考

1 ※欄は記入しないこと。

2 産業廃棄物処理施設の種類のについては、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。

3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。

6 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。

7 廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第10号の2に掲げる施設に該当する場合に記入すること。

8 廃石棉等又は石棉含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。

9 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

10 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他の名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

11 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

チェック欄

① 申請者が法人である場合、株主又は出資者について記載する欄であり、添付されている住民票等の記載と相違がないように記載してください。

② 申請者が法人である場合で、令第6条の10に規定する使用人がある場合に記載する欄であり、添付されている住民票等の記載と相違がないように記載してください。
該当がない場合は、「該当なし」と記載してください。

別添 4 添付書類等の調製方法

必要書類等	摘 要
◎廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書	・施設設置事業場敷地内での施設の配置を記載した図面（事業場平面図等）を添付すること。 ・施設の平面図、立面図、断面図、構造図などを添付すること。 ・処分前及び処分後の、廃棄物の保管計画図、保管面積、保管容量が確認できる計算書を添付すること。 ・施設の処理能力（破砕能力、脱水能力、焼却能力など）が確認できる計算書を添付すること。 ※事前協議で作成した図面、計算書を添付することも可
◎最終処分場：周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	—
◎最終処分場以外の施設：処理工程図	・処理施設における廃棄物処理の各工程のほか、事業場内における廃棄物の受入れから搬出までの廃棄物を取り扱う一連の工程の全体が明らかとなる工程図を作成し、添付すること。 ※事前協議で作成した処理工程図を添付することも可
◎廃棄物処理施設付近の見取図	・事業場用地周辺の地形及び処分場に係る集水区域の概略が把握できる1/2500～1/5000程度の図面とすること。なお、次の事項をそれぞれ着色して示すこと。 ①縮尺、方位 ②事業場用地の境界線（赤色） ③搬入道路の位置（茶色）と名称 ④事業場用地からの排水が流出する水路（水色） ⑤事業場用地の敷地境界から約500m以内の距離にある学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅及び店舗等 ※事前協議で作成した図面を添付することも可
◎廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	・（一財）日本環境衛生センターの技術管理者講習会修了証などを添付すること。（産業廃棄物処理業に係る講習会修了証ではないことに注意） ・廃棄物処理法施行規則第17条において、技術管理者の資格が定められており、当該資格を有することが確認できる書類でも可。 ・技術管理者が役員・政令使用人以外の社員の場合は、社員であることを証する書類（健康保険被保険者証の写し、代表者による略歴証明書等）を添付すること。
◎廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	・施設の設置に係る費用、維持管理に要する費用（管理費、動力光熱費等）などを算定して記載すること。 ・様式は任意。参考様式を様式ダウンロードサービスに掲げていること。 ・資本金の調達方法、借入先（融資に係る条件を含む。）、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載し、利益をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載すること。 ・多額の設備投資を必要とする場合、事業収支計画書を添付すること。

必要書類等	摘 要
<法人の場合> ◎直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 <個人の場合> ◎資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	・経理的基礎を有すると判断されるためには債務超過の状態ではなく、毎年度利益を計上していること又は自己資本比率が1割を超えていることが原則であるが、なお次によること。 ○ 納税証明書において、納税額が0円である場合は、事業経営上どのような理由によるものであるかの理由書等を添付すること。なお、三カ年分全てが0円である場合は、理由書その他、今後三カ年分以上の事業改善計画書を作成し添付すること。（税理士や中小企業診断士が作成したものが望ましい。） ○ 設立間もない法人の場合は、法人の預貯金残高証明書、今後5カ年の事業計画書を添付すること。 ○ 最新決算期において債務超過となっている法人は中小企業診断士等による診断書を添付すること。 ○ 最新決算期において繰越損失がある場合は、事業改善計画書を提出すること。 ※ 計画書や診断書を添付すれば必ず経理的基礎を有していると判断されるものではなく、その内容によって判断されるものであること。 ・有価証券報告書を作成している場合は当該書類に代えることができること。 ・資産に関する調書は様式第六号の二（第9面）を参考に作成すること。
◎申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書類	—
◎住民票の写し	・市町村発行の原本とすること。原則として発行から3ヶ月以内のものであること。 ・本籍地が記載されていること。 ・マイナンバーが記載されていないこと（記載されている場合受付できません）。
◎登記されていないことの証明書	・法務局発行の原本とすること。原則として発行から3ヶ月以内のものであること。 ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書であること。 ・提出できない場合、当該業務を適切に行うことができることを証する書類を提出していただく必要があるため、事前に受付窓口にご相談すること。 ・有価証券報告書を作成している場合は当該書類に代えることができること。
◎定款又は寄附行為の写し	・代表者によって原本証明されたものであること。 ・有価証券報告書を作成している場合は当該書類に代えることができること。
◎登記事項証明書	・法人登記簿謄本（現在事項又は履歴事項全部証明書）であること。

別添 5 受付窓口（連絡先）一覧

広域振興局名	住所 電話番号・FAX 番号	所管する市町村
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	盛岡市内丸 11-1 019-629-6583・019-629-6594	八幡平市・滝沢市・葛巻町・岩手町・ 雫石町・矢巾町・紫波町 ※
県南広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	奥州市水沢大手町 5-5 0197-48-2422・0197-25-4106	奥州市・金ヶ崎町
花巻保健福祉環境センター (環境衛生課)	花巻市花城町 1-41 0198-41-5405・0198-24-9240	花巻市・北上市・遠野市・ 西和賀町
一関保健福祉環境センター (環境衛生課)	一関市竹山町 7-5 0191-26-1412・0191-23-0579	一関市・平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	釜石市新町 6-50 0193-27-5538・0193-25-2294	釜石市・大槌町
宮古保健福祉環境センター (環境衛生課)	宮古市五月町 1-20 0193-64-2218・0193-64-7014	宮古市・岩泉町・山田町・ 田野畑村
大船渡保健福祉環境センター (環境衛生課)	大船渡市猪川町字前田 6-1 0192-22-9814・0192-27-4197	大船渡市・陸前高田市・ 住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	久慈市八日町 1-1 0194-66-9681・0194-52-3919	久慈市・洋野町・普代村 野田村
二戸保健福祉環境センター (環境衛生課)	二戸市石切所字荷渡 6-3 0195-23-9219・0195-23-6432	二戸市・軽米町・一戸町・ 九戸村
県庁・資源循環推進課	盛岡市内丸 10-1 019-629-5380・019-629-5369	—

※盛岡市内に廃棄物処理施設の設置等をする場合は、次の窓口でご相談ください。

盛岡市環境部廃棄物対策課 (指導係)	盛岡市若園町 2-18 (019-651-4111 (代))	盛岡市
-----------------------	-----------------------------------	-----

廃棄物処理施設設置許可申請書を提出する前に……

手引きに沿って書類等の調製は行えたでしょうか？
最後にもう一度確認をお願いします。

項 目	確認事項	チェック 欄	不備の場合
生活環境影響調査書	廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき、調査を実施しましたか？		別添1（p5）に戻る。
	廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき、調査書を作成しましたか？		
	生活環境影響調査書を添付しましたか？		添付してください。
申請書 （様式十八号 等）	添付漏れはありませんか？		別添2（p7）に戻る。
	記載漏れはありませんか？		別添3（p10）に戻る。
添付書類	添付漏れはありませんか？		別添2（p7）に戻る。
	調製漏れはありませんか？		別添4（p16）に戻る。
提出先	書類の提出先は確認しましたか？		別添5（p18）のとおり。
他法令の手続き	都市計画法、建築基準法、農地法、森林法、消防法など、他法令の手続きに漏れはありませんか？		担当部局にご確認ください。